



一般社団法人・NPO法人
被害者こころの支援センターえひめ会報

サポートニュースえひめ

事務局／〒791-1114 松山市井門町544-4 TEL・FAX089-905-0170

「犯罪被害者やそのご家族・ご遺族に寄り添う支援を…」

被害者こころの支援センターえひめ 顧問
愛媛県警察本部 警務部長 杉 内 由美子



「そばにいてくれるだけで、安心感に包まれた。」

「寄り添ってくれたことで、残された日々を精一杯生き、充実した人生を送りたいという気持ちにさせてもらった。」

実際に被害者こころの支援センターえひめの直接的な支援を受けた犯罪被害者ご遺族の方々の言葉です。

県内でもこのように現実に支援を必要とし、支援によって立ち直った犯罪被害者ご遺族の方々がいらっしゃいます。多くの人の目に触れる出来事ではありませんが、確かに支援の重要性、必要性が感じ取れる一例ではないでしょうか。

支援を必要とする多くの犯罪被害者の方々は、犯罪行為による直接的な被害はもとより、二次的な被害に苦しみ、自ら声をあげることができず、手を差しのべられるのを待っています。そして、そのニーズは、生活上の支援をはじめ、医療や捜査協力、裁判等に関することなど極めて多岐にわたっていることはご承知のとおりであります。

犯罪被害者支援については、国や地方における施策等の充実とともに、各種団体等による広報啓発活動の強化など各関係機関・団体のご努力とあいまって、その必要性や重要性が県民全体に理解されつつあり、全国の民間被害者支援団体の活動にも注目が集まるなど、犯罪被害者支援は着実に社会全体に浸透していると実感しております。

こうした気運の高まりの中、被害者こころの支援センターえひめにおきましても、組織基盤や財政基盤の強化に取組まれ、本年度は、日本財団からの助成事業として、相談室の整備など施設の改修を行ったほか、先進県の講師を招聘した支援活動員のスキルアップ研修を行うなど、より充実した支援を提供できるよう研鑽を重ねていただいているところであります。

また、来年度以降には、公益社団法人化や、愛媛県公安委員会からの「犯罪被害者等早期援助団体」への指定を目指し、犯罪被害者の方々が、安心して支援を受けることができる体制を確立する準備も進めています。

被害者こころの支援センターえひめは、今や県内の犯罪被害者支援の中核という重要な役割を担っており、その活動への期待は大きいものがあります。そして、施設設備の充実などハード面の整備が進む中、今後、支援センターに求められるものは、犯罪被害者の方々からの相談を受けることに加え、その隣人として犯罪被害者の方々に寄り添い、ニーズに沿ったきめ細かな支援を行うことのできる直接的な支援活動を充実していくことに他なりません。そのためには、今後、志のある支援活動員を広く募集し確保することはもちろん、支援活動員個々のレベルアップを図り、直接支援のノウハウを習得していくことにも取り組んでいく必要があると考えております。

県警としましても、途切れることのない支援を行うため、支援センターとの一層の連携・協力を図っていく所存でありますので、皆様方におかれましても、一人でも多くの犯罪被害者の方々が困難を克服し、再び平穏な生活を取り戻すことができるよう充実した支援活動を行うため、被害者こころの支援センターえひめへのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

相談電話 ☎(089)905-0150

☎受付／火・木・土曜日(午前10時～午後4時まで)
(秘密厳守)

臨床心理士・弁護士等と連携しながら、専門的な研修を受けたボランティア相談員が相談に応じます。
面接相談(無料)も、まずお電話ください。



坊ちゃん列車 高橋 基 作

犯罪被害者等早期援助団体の指定に向けて

電話・面接相談室の設置 事務所をリニューアルしました!!

当センターの早急に取り組まなければならない課題は、公安委員会の「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けることです。これは、被害者が安心して支援が求められる団体であると認められる公的認証制度です。

早期援助団体の指定を受けると、当センターの犯罪被害者相談員等が、被害を受けた早い段階から被害者等に接し、回復に必要な各種支援活動ができるようになります。

今回、日本財団の助成を受け、電話相談室を個室とし、面接室を新設、事務局職員へのパソコンの配備、事務机の新調など指定を受けるために必要な施設等の整備をしました。



▲事務室



▲電話相談室



►面接相談室



「犯罪被害者直接支援員養成講座」を開講しています!!

犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けるための人的体制の整備として、犯罪被害者相談員、直接支援員の養成が急務となっております。

今回は、被害者等が早期に元の平穏な生活を取り戻せるよう、被害者に対し個々の事情に応じた生活支援・付き添い支援等ができる直接支援員を養成する「犯罪被害者直接支援員養成講座」を初めて開講しております。

- ・日時 平成24年10月～平成25年3月 6回
- ・講師 理事長以下事務局職員、県警、臨床心理士
東京・大阪・岡山からの講師
- ・受講者 支援活動員、法テラス等 18名



直接支援員養成講座

「更生保護における被害者支援」

松山保護観察所 被害者担当保護司 稲 美 眞太郎

私は平成19年10月から被害者担当保護司として松山保護観察所に勤務しています。

更生保護における被害者支援施策は、意見等聴取制度、心情等伝達制度、被害者等通知制度、相談支援の4種類があり、被害者担当保護司は、被害者担当の保護観察官の下で、これらの四つの施策の事務全般を行っています。

更生保護というと、保護観察などの加害者に対する指導監督をイメージされる方が多いと思います。実際、私も保護司に委嘱された平成15年6月から被害者担当保護司に任命される平成19年10月までの4年間は、保護観察対象者の指導監督等に当たっていました。その当時を振り返って見ますと、私は対象者に再犯等をさせずに保護観察期間を終了させることを念頭に指導に当たっていました。ある時、対象者に被害者の方に謝りに行ったのかと聞いたことがあります。対象者は、被害者に謝りに行ったが「お前の顔を二度と見たくない、二度と来るな。」と言われたので、それ以来行っていないと答えました。その時、私は「二度と行くなよ。」とだけ言って、それ以上は被害者へのしょく罪についての指導をしていませんでした。当時の私は、被害者の方の心情や悩み等についての知識が不十分でした。

その後、平成19年12月から更生保護行政の施策として犯罪被害者支援施策が実施されることに伴い、保護司に対しても被害者対応やしょく罪指導に関する研修が行われるようになりました。そのような研修を受けて、保護司は被害者等の悩みや心情等をより理解し、しょく罪指導等も含めて、対象者の指導に力を尽くしています。更生保護の目的として、対象者に適切な指導を行うことで、対象者の改善更生を助けることがあります。これは一見被害者等の支援に矛盾するものと思われますが、対象者を改善更生させることが再犯防止になり、新たな被害者を出さないことで被害者保護に繋がっていくのです。

ところで、私は被害者担当保護司となったこともあって、他の保護司よりも被害者の方から直接お話をお聞きする機会を多く得ています。被害者の方々のお話を聞いて、犯罪被害にあった方やその家族の深い喪失感や孤独感など大きな心の傷を負っていることや、直接的被害だけでなく、理解のない周りの人達の言動による二次的な被害にも苦しめられているということを知りました。私は被害者担当保護司として、このような被害者の方々の心情や悩み、相談等をお聴きし、これらを加害者の処遇に当たる保護観察官に伝え、対象者の改善更生に反映させなければならないと思っております。松山保護観察所では被害者担当官等が中心となって、誠心誠意被害者支援に取り組んでおりますので、被害者こころの支援センターえひめスタッフ並びに被害者関係機関団体の皆様、今後とも更生保護における犯罪被害者支援へのご支援ご協力をよろしくお願ひします。



「asitaカードの成約」にご協力を

愛媛銀行と株式会社ジェーシービーのご協力により、ひめぎんJCBカード「asita」を成約した場合又は同カードをショッピングに利用した場合に、株式会社ジェーシービーから犯罪被害者支援活動資金としてその一部を当センターに寄付して頂いております。お客様に特別なご負担はございません。既にカードをお持ちの方も、寄付に関する同意を頂ければ同じに扱いになります。ご協力を頂ける方がございましたら、事務局までご連絡ください。

平成23年度寄付額 83,174円

FRIEND OF THE HEART

息子の死で思うこと

匿名

昭和48年10月、交通事故で24歳の息子が亡くなりました。

突然の事でどの様にして病院へ行ったのか、現在も思い出せません。でも息子が亡くなった事は事実です。

2ヶ月後に結婚する事を楽しみにしていたので、気持ちにゆるみがあったのかもしれません。事故当時、私も人前に出る事がとてもつらく、2ヶ月余り外出もしませんでした。

其の上ショックだろうと思いますが声が出なくなり、困りました。

私をなぐさめるつもりだったのでどうか「私だったら死んでしまう」と云う人もおりました。私は死のうとは思いませんでした。薄情なのでしょうか。妹もあり、母親の私が弱気になってはいけないと、反対に強い気持ちになりました。自分の不注意もあったと思い反省させられました。

事故があった現場は、どうしても通る事が出来ず、十年位たった時から通れる様になりました。でも通る度に現在でも涙が出ます。

平成20年10月24日から3日間松山市総合コミュニティセンターで開催された「生命のメッセージ展」にも参加させて頂きました。会場には134人の等身大の大型オブジェの展示があり、悲しみの試練を受けた方々のいかに多い事よと考えさせられました。

犯罪被害者の支援とは、心に寄り添う支援でなければ、いけないと改めて心に深く感じました。

不可能な場合もあるけれど、どうか若い人は命を大切にしてほしいと願う毎日です。



被害者支援自販機設置のお礼と設置場所の募集

自販機を設置すると、設置場所提供者及び四国コカ・コーラボトリング株式会社、近畿中四国ペプシコーラ販売株式会社のご協力により、販売手数料の一部を犯罪被害者支援活動資金として寄付をして頂けます。自販機設置にご協力を頂きました企業・団体は次の通りでございます。なお、自販機の設置場所を提供して頂ける方は、事務局までご連絡ください。

四国コカ・コーラボトリング株式会社

☆愛媛銀行研修所 ☆高浜公民館 ☆(株)オリエントライン ☆AID建設(株) ☆(株)大西運輸 ☆(株)ゆずえサービス
☆国安商会(株) ☆ナンレイ(株) ☆愛媛銀行末広町支店 ☆(有)レジャーナンゲン ☆(有)魚邦 ☆(株)ヤマキチ ☆
新和企業(株)東予営業所 ☆(株)ガルバ興業 ☆(社・福)常美会(おくらの里・広瀬の里) ☆浅川造船(株) ☆協和道路
(株) ☆宇摩建設業協同組合 ☆愛媛県森林組合連合会(森林環境保安部・木材部・林業会館・西予木材市場) ☆伊予
森林組合 ☆栗の里なかやま(有) ☆南予森林組合 ☆高市宅治 ☆(株)モバイルコム ☆宇和島警察署鬼北交番 ☆四
国ガス産業(株) ☆松本建設(株) ☆波止浜興産(株)(はしま自動車教習所・アクティはしま2台・今治北インターSS)

近畿中四国ペプシコーラ販売株式会社

☆(財)松山済美会 ☆(学)聖カタリナ学園 ☆(有)シーサイドふたみ ☆(株)昔屋



編集後記

ほととぎすあすはあの山こえて行かう 山頭火

犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けるという目標に向けて、電話・面接相談室の設置、パソコン・保管庫の整備等のハード面の整備を終え、明日はあの山（ソフト面の整備、公益社団法人化等）を、ほととぎすの声（皆様の励ましの言葉）を聞きながら超えて行こう（実現したい）と思っています。ご協力を願いいたします。（事務局）

資金援助等のご支援をお願いします。

「被害者こころの支援センターえひめ」の活動を資金面から支援してくださる「賛助会員」を募集しています。ご協力をよろしくお願いします。



高橋 基作

【年会費】個人／1口 1,000円以上 法人・団体／1口 10,000円以上

【口座番号】加入者名／被害者こころの支援センターえひめ

(郵便振替) 01680-4-55218

(銀行振込) 伊予銀行愛媛県庁支店 普通預金 1550616

(銀行振込) 愛媛銀行末広町支店 普通預金 8619033

【連絡先】〒791-1114 松山市井門町544-4 事務局電話・FAX(089)905-0170

【メールアドレス】info@shien-ehime.or.jp

【ホームページ】URL : <https://cp.rental-sv.jp/>